

ドメスティック・バイオレンス

DVのない社会に



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは

夫や恋人など親密な関係にある男性からふられる暴力のことで、殴る・蹴る・平手てたくなどの身体的暴力のほか、おどす・ののしる・「誰のおかげで生活できるんだ」等暴言をあげせるなどの精神的暴力、性行為の強要・避妊に協力しないなどの性的暴力、生活費を負担しない・少額しか渡さないなどの経済的暴力等があり、多くの場合このような暴力が重複してふられています。被害者の多くは女性です。「自分さえ我慢すればいい」「自分にも非があった」などと思わないでください。あなたに責任はありません。

理由は何であれ、暴力はふるった方が悪いのです。DVは女性の心身を傷つける決して許されない人権侵害です。

DVの背景

暴力を容認しがちな社会風潮、女性を男性より低く見る意識、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差などが存在しています。

子どもも被害者

母親が殴られるのを見て育つと、子どもの心に深い傷を残し様々な心身の症状が表れることもあります。子どもが見ている前で暴力をふるうことは児童虐待です。(児童虐待防止法第2条第4号)

DV防止法では

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)では、配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった人からの身体に対する暴力に限る。)を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。(第6条第4項)

県や町では女性に対する暴力をなくすための取り組みの一つとして、相談窓口を設けています。一人で悩まず勇気を出してご相談ください。また、暴力を受けている人がいたら是非この相談窓口を教えてください。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

緊急の場合は迷わず110番!!

DVに関する相談機関

実施機関・相談の名称	受付日	受付時間	電話番号
埼玉県配偶者暴力相談支援センター (婦人相談センター DV相談室)	月～土 日・祝	9:30～20:30 9:30～17:00 (年末年始を除く)	☎048-863-6060
「With You さいたま」 (埼玉県男女共同参画推進センター)	月～土 第3木曜日を除く	10:00～20:30 (休日・年末年始を除く)	☎048-600-3800
警察安全相談 (東入間警察署 生活安全課)	月～金	9:00～17:00 (休日・年末年始を除く)	☎049-269-0110
埼玉県警察犯罪被害者相談センター	月～金	8:30～17:15 (休日・年末年始を除く)	☎0120-381858

女性のための法律講座

日時及びテーマ

第1回 11月10日(水)、午前10時～正午
「知っておきたい夫婦の法律知識(離婚等)」

第2回 11月17日(水)、午前10時～正午
「知っておきたいドメスティック・バイオレンスの法律知識」

第3回 11月24日(水)、午前10時～正午
「職場のセクシュアル・ハラスメントとパワー・ハラスメント」

場所 さいたま共済会館
対象者 一般県民(女性)
定員 80名 参加費用 無料
申込み・問い合わせ 各回の前日までに電話予約。定員に達し次第締切。
埼玉弁護士会 ☎048-710-5666

みよし女性相談(予約制)
面談もしくは電話相談

女性の視点に立った悩み・困りごとに応じます。秘密は固く守ります。安心してご相談ください。

DV・セクハラ・夫婦のこと・家族のこと・自分の生き方・心身の不安・職場や地域の人間関係など

日時 毎月第2・4金曜日
午前11時～午後3時30分
場所 役場1階 住民相談室(1人50分)

相談員 専門の心理カウンセラー
相談料 無料
申込み 総合政策課人権推進係
(内線404・405)
FAX 274-11055

平成22年分年末調整説明会

月日	時間	場所	
11月16日(火)	午後2時	三芳町文化会館 コビスみよし	三芳町大字 藤久保1100-1
11月17日(水)	～	川越市市民会館	川越市郭町1-18-7
11月18日(木)	午後4時	坂戸市文化会館	坂戸市元町17-1

(注) 各会場とも駐車場が狭いため、来場にはなるべく電車・バスなどをご利用ください。

青色申告決算説明会(事業所得者)

月日	時間	場所	
12月7日(火)	午後1時30分～	毛呂山町福祉会館	毛呂山町岩井西5-16-1
12月9日(木)	午前9時30分～	富士見市市民総合体育館	富士見市鶴馬1887-1
	午後1時30分～		
12月10日(金)	午前9時30分～	坂戸市文化会館	坂戸市元町17-1
	午後1時30分～		
12月13日(月)	午前9時30分～	川越市市民会館	川越市郭町1-18-7
	午後1時30分～		

青色申告決算説明会(不動産所得者)

月日	時間	場所	
12月8日(水)	午前9時30分～	川越市市民会館	川越市郭町1-18-7

平成22年分
年末調整説明会

川越税務署では、管内の源泉徴収義務者の方々を対象に「平成22年分年末調整説明会」を開催します。問い合わせ
川越税務署法人課税第2部門

青色申告決算説明会

川越税務署では、青色申告をされている方を対象に、青色決算書の作成方法や作成に当たった注意点などについて、「説明会」を開催します。問い合わせ
川越税務署個人課税第1部門

問い合わせ
川越税務署 ☎235-9411

川越税務署よりお知らせ

11月11日～17日は「税を考える週間」です。

相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。

そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとなりましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その取めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要な手続き(更正の請求又は確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ[www.nta.go.jp]をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

問い合わせ 川越税務署個人課税第1部門



今年、「IT化・国際化と税」をテーマに、国税庁が取り組んでいる各種施策を紹介します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

○IT化を通じた納税環境の整備
申告・納税の際の納税者の利便性の向上を図るため、IT化を通じた納税環境の整備を進めています。具体的には、国税電子申告・納税システム(e-Tax)のほか、確定申告書等作成コーナー、タックスアンサー(よくある税の質問)、動画と図解で解説するインターネット番組(Web-Tax-TV)など、税に関する



る情報を国税庁ホームページで提供しています。

○国際化への対応
国際化への対応として、国際的租税回避への対応をはじめとした適正・公平な課税の実現のための取組や国際的な二重課税の防止等のための相互協議、租税条約に基づく情報交換を行っています。

また、開発途上国への技術協力をはじめとした各国税務当局との協力・協調にも取り組んでいます。

★国税庁への要望等をお寄せください
国税庁ホームページに開設する「税を考える週間」特集ページに、納税者の皆様から「国税庁に対する要望」等をお聞きするためのアンケート窓口を開設します。